特別講演 5
薬剤師行動規範の意味するもの
～ファーマシューティカルケアと薬剤師の目指すところ～

2018 年 9 月 24 日（月） 10:10-11:10　第 1 会場 | 石川県立音楽堂 2F コンサートホール

座長：中森 慶滋（公益社団法人石川県薬剤師会 会長）

SL5
薬剤師行動規範の意味するもの
～ファーマシューティカルケアと薬剤師の目指すところ～

山本 信夫 [1]

1:公益社団法人日本薬剤師会 会長 [東京都]

西洋の仕組みに倣って、薬剤師が我が国に薬剤師が創設されておよそ 130 年が経過した。創設当時のわが国の医療環境は明治維新後に興った欧米化の潮流の中にあって、外形的には欧州の形態を模倣し薬剤師（薬舗主）をおいたものの、具体的な実務ついては処方せんによる調剤を主たる業務とし、医薬品の販売や製造については付随的業務といった位置づけとされていたように思う。その後、時代に対応すべく幾度かの法改正が行われたものの、法の底流に流れる基本的な思想は、あまり大きく変化がしていないと感じている。医薬品の社会への提供は、調剤に限定されたことではなく、セルフケア・セルフメディケーションに不可欠な OTC 医薬品、衛生材料、医療材料に加えて、患者・住民に必要とされる医薬品や様々な器具機械類が適切に使われ、的確に必要な場所で人々のニーズに適応するには、調剤薬の交付時に実施される服薬指導と同様に、その患者・住民からの相談に応えることなしには、安全で安心な医薬品供給は望めない。Community という概念が欧州とは幾分異なる我が国にあって、地域薬局（Community Pharmacy）の地域での活動の仕方には大きな違いはないものの、「地域」の視点の違いからどこに重点を置いた業務を目指すかという点で欧米諸国と我が国との間に少なからずギャップが起きているように感じている。

調剤と医薬品販売とを別の視点でとらえるか、あるいは同一の視点で捉えた上で、薬剤師の知識や技能を的確に活用するか、様々な議論がこれまでも続けられてきている。医薬品を扱うことを専らとする専門職（Profession）として、その主たる役割は何かという点について改めて振り返って見る時期に来ているように感じている。昭和 49 年以降、薬剤師は永年その業務の主体と信じてきた「調剤」に、多くに薬剤師が関わるようになってきたがその一方で、薬剤師に国や国民が期待した本来的な業務について十分に全う出来ているか？という問いに対して、明確な回答が出来なくては存在そのものが危うくなってしまう。

この数年間頻発している薬剤師が関わる不祥事についても、その大きな理由は「何処に起因するのか」といった点についても、真摯に検討し改善することが必要と考えている。

近年の高度化した医療や医薬品を的確かつ適切に供給し、安全・安心な薬物治療を継続できる環境を確保することが、社会が薬剤師に求める基本的な役割で、そのためには患者の個性や生活像をしっかりと捉えて、その患者個々に最適な薬物治療が提供できるよう、主治医との密接な連携体制の構築は欠くことができない。患者を男・女、大人・子供といった相対的な捉え方から、個々の患者に応じたきめ細かな対応が必要な時代となった。1990 年代から米国を中心に提唱されてきた「ファーマシューティカルケア」の概念もこうした患者を個別化し最適な薬物治療を実現することにその思想の中心をおいている。患者からその患者へ、「A Patient から The Patient」へ 薬剤師の視点の転換が求められると同時に、患者のみならず地域住民に対するセルフメディケーションの場合でも同様に、住民を個別化する姿勢が求められている。2015 年に公表された「患者のための薬局ビジョン」にも示された「対物中心の業務から、対人中心の業務への転換」という視点と軌を一にするものと考えている。

日本薬剤師会は 2018 年 1 月に、薬剤師倫理規定を改編して「薬剤師行動規範」を公表した。改めて言うまでもなくこの規範は、全ての薬剤師に対する行動の指針と考えている。言い換えれば「薬剤師職能」の行動基準といっても良い。およそ薬剤師免許を持つ者は、その置かれた場所や職種を超えて薬剤師としてここに掲げた規範に沿った行動をすることが、薬剤師職能を薬剤師自らが、自らの行動で守り高めることに繋がるものと確信している。

社会から目に見える薬剤師として、また、超高齢社会における地域医療提供体制の目指すべき姿である「地域包括ケアシステム」の中で期待された役割を果たすためにも、自ら実践し、自らの行動を、自ら律する「規範」という観点から、今回公表した「薬剤師行動規範」の意義について考えてみたい。

【略歴】

1973 年 3 月　東京薬科大学卒業
1973 年 4 月　水野薬局に入局
1981 年 4 月　㈱保生堂薬局入局
2005 年 9 月　厚生労働省中央社会保険医療協議会委員
2006 年 11 月　アジア薬剤師会連合（FAPA）副会長
2007 年 2 月　厚生労働省社会保障審議会臨時委員（医療保険部会　医療部会）等歴任
2007 年 10 月　FIP 西太平洋地域薬学フォーラム運営委員会委員
2012 年 4 月　公益社団法人東京都薬剤師会会長
2014 年 6 月　公益社団法人日本薬剤師会第 25 代会長
2014 年 6 月　厚生労働省医道審議会委員
2014 年 9 月　国際薬剤師・薬学連合（FIP）副会長　現在に至る